

令和7年 第2回

甲佐町議会臨時会会議録

令和7年10月21日

熊本県甲佐町議会

令和7年第2回甲佐町議会（臨時会）目次

○10月21日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 町長の提案理由の説明について	3
日程第4 承認第9号 専決処分の報告及び承認について	4
日程第5 報告第8号 専決処分の報告について	8
日程第6 議案第53号 令和7年8月豪雨による災害被害者に対する甲佐町町民税等の減免の特例に関する条例の制定について	12
日程第7 議案第54号 令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）	17
閉会	27

10月21日（火曜日）

令和7年第2回甲佐町議会（臨時会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日	令和7年10月21日
1. 招集の場所	甲佐町議会議場
1. 開会・開議	10月21日 午前10時00分 議長宣告
1. 閉会	10月21日 午前11時47分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐 良二	2番	3番 鳴瀬 美善
4番 森田 精子	5番 佐野 安春	6番 荒田 博
7番 宮本 修治	8番 福田 謙二	9番 井芹 しま子
10番 宮川 安明	11番 本田 新	

1. 欠席議員

2番 田中 孝義

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北野 太 議会事務局書記 後藤 理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	甲斐 高士	副町長	三輪 孝之
会計管理者	渡邊 友美	総務課長	荒田 慎一
地域振興課長	羽祢田 直美	くらし安全推進室長	山下 玄介
税務課長	松野 洋幸	環境衛生課長	田上 和広
健康推進課長	宮崎 貴美代	福祉課長	高原 貞典
住民生活課長兼市民センター所長	奥名 雄吉	農政課長	上古閑 一徳
建設課長	白石 亨	会計課長	渡邊 友美
企画政策係長	本田 幸嗣	広報電算係長	中村 聰健
教育長	藏田 勇治	学校教育課長	井上 幸介
社会教育課長	内田 健司		

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

8番 福田 謙二 9番 井芹 しま子

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の提案理由の説明について
- 日程第4 承認第9号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第5 報告第8号 専決処分の報告について
- 日程第6 議案第53号 令和7年8月豪雨による災害被害者に対する甲佐町町民税等の減免の特例に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第54号 令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

皆様にお知らせします。

2番、田中孝義議員から本日の会議の欠席届が出ております。

それでは、ただいまから令和7年第2回甲佐町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮本修治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、8番、福田謙二議員、9番、井芹しま子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮本修治君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本日の臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

承認第9号、専決処分の報告及び承認について、報告第8号、専決処分の報告について、議案第53号、令和7年8月豪雨による災害被害者に対する甲佐町町民税等の減免の特例に関する条例の制定について、議案第54号、令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）について、以上4件を上程いたします。

日程第3 町長の提案理由の説明について

○議長（宮本修治君） 日程第3、町長の提案理由の説明を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） おはようございます。

本日は、令和7年第2回甲佐町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、今期臨時会に提出いたしております各議案についてご説明を申し上げます。

今期臨時会にご提案いたしております案件は、承認案件1件、報告案件1件、条例案件1件、補正予算案件1件の合わせて4件であります。

まず、承認案件としましては、令和7年度一般会計補正予算（第4号）に係る専決処分の報告及び承認を、報告案件としましては、損害賠償についてを、条例案件としましては、令和7年8月豪雨による災害被災者に対する甲佐町町民税等の減免の特例に関する条例の制定についてを、補正予算案件としましては、令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）について、発災当初から申し上げていますように、被災者に寄り添いながら対応することを心がけて、関係課に被災者への支援等についての事業構築を早い段階から指示していたところであり、今回、被災者への支援に関する事業等が構築できたことによります増額補正となっております。

まず、歳出の主なものにつきましては、民生費に災害見舞金として825万円、農林水産費に大雨営農再開支援事業補助金として5,171万1,000円、商工費に緊急支援資金利子補給金として300万円、災害復旧費に災害時重機借上オペレーター補助金として848万7,000円などの増額補正を行っております。

次に、歳入の主ものにつきましては、被災者見守り・相談支援等事業補助金に100万円、大雨営農再開支援事業補助金に2,878万8,000円、財政調整基金繰入金に3,530万9,000円などを増額、総額で7,358万4,000円を増額補正し、補正後の総額を167億981万8,000円といたしております。

以上、今期臨時会にご提案いたしております各議案についてご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は各担当課長に説明を行わせますので、適切なご議決をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本修治君） 以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

日程第4 承認第9号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第4、承認第9号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、承認第9号についてご説明申し上げます。

承認第9号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和7年10月21日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。専決処分書になります。

専第12号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決したものでございます。

令和7年9月22日。町長名です。

記。 1、令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）です。

次の次のページをお願いいたします。

令和7年度甲佐町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億7,308万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億3,623万4,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によります。

令和7年9月22日。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。款15国庫支出金に6億156万8,000円を追加し、26億8,579万2,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款19繰入金に281万4,000円を追加し、14億9,338万5,000円としております。1の基金繰入金です。

款22町債に4億6,870万円を追加し、18億4,410万円としております。1の町債です。

歳入の合計、補正前の額155億6,315万2,000円に10億7,308万2,000円を追加し、166億3,623万4,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款4衛生費に94万9,000円を追加し、8億497万9,000円としております。1の保健衛生費です。

款9教育費に173万3,000円を追加し、8億9,187万8,000円としております。2の小学校費、3の中学校費です。

款10災害復旧費に10億7,040万円を追加し、12億9,107万1,000円としております。2の公共土木施設災害復旧費から4のその他公共施設・公用施設災害復旧費までです。

歳出合計、補正前の額155億6,315万2,000円に10億7,308万2,000円を追加し、166億3,623万4,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、地方債補正、1の変更です。説明は、起債の目的、補正額、限度額の順で行います。

災害復旧事業債に4億6,870万円を増額し、6億1,600万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更ございません。

今回の補正につきましては、8月豪雨災害に対して、早急に対応すべき町道・河川の測量設計委託、公園施設、学校施設、社会教育施設の災害復旧工事及び落雷によります保健福祉センターの施設の修繕となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。質疑については本予算全部についてお願いします。本予算全部です。何かありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 歳出のほうの11ページですけれども、公共土木施設災害復旧費が補正額は9億6,300万というふうに計上されているわけですけれども、工事請負費が8億ということなんですねけれども、全体としてですね、何がどう積み上がっているのかですよね、どこを工事されるのか、全く、この9億6,300万円をですね、提案されましてもですね、私たちはですね、どこを工事するのか、何がどういうふうにかかっているのかというのが、全くこれが分からないので、全体としてですね、やっぱり大方、数字の大きいところ、こういったところに多くかかるとかですよね、大まかな資料提出ぐらいはですね、あってもですね、いいのではないかというふうに思うんですけども。それはこれからのことなんんですけども、これについてですね、今、述べられる分だけでもですね、どういったところを工事するとかですね、そういったのが、いろいろ計算をされてですね、積み上がったものだと思うのですね、そういった点は、ちょっとそこら付近少し、答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 道路と河川のですね、災害復旧についての箇所のお尋ねですけれども、全体としてはですね、道路災害で15路線の被災校区としてですね、60か所、それと、河川として18河川の59か所、合計で33路線、河川でですね、120か所近く、119か所の被災箇所があります。

今回、全体としてはですね、総額で約23億7,000万円程度の工事、災害復旧を予定しております、今年度中にですね、執行可能な8億円程度を上げております。

その箇所につきましては、現在災害査定を行っております、災害査定が終わったところをですね、順次行っていくんですけども、緊急的にですね、早急に行うような箇所をですね、改めて選定してやっておりますので、その辺、上がってきましたらですね、緊急的に行うところとかですね、金額の大きいところもございますので、そういったところも踏まえてですね、実施していきたいとは考えておりますけども、まだ箇所についてはですね、改めて、ちょっとはつきりとしたところは申し上げられません。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時14分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） すいません。お時間いただきまして、ありがとうございます。

今の8億という予算に関しましてはですね、専決予算ということで組ませていただいておりまして、大まかな数字で上げておりますので、どの路線どの路線という形ですね、

明確には、この段階では申し上げられないところでございます。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。今、井芹議員の質問に絡むんですけど、やっぱり私たちは議員として、この9億6,000万とかの予算を認めたってしますよね。でも、地元の方たちは、被災されとっとこの人が聞かれたときですよ、そこはどぎやんなつとっとだろうかと言いよつとに、それがこの予算の中に入っとっとか入っとらんとかが分からずして私たちは予算を通したってなると、なかなか非常に説明しにつかですけど。

やはり、まだ今、概算でもいいけん、ここ箇所、河川がここことここ、道路がここことことことかいうのは、場所的には私たちちょっと把握しとかんと、どこに予算つけたですかって聞かれたときには、なかなかお答えしにくかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時28分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） すいません。お時間いただきまして、ありがとうございます。

先ほどのですね、答弁につきまして、訂正させていただきたいと思います。先ほどの答弁につきましてはですね、説明が不足していたということで、改めて説明させていただきます。

9月の専決予算として提出させていただいておりますけれども、これにつきましては、9月時点ですね、甲佐宮内地区、あるいは竜野地区においてですね、非常に被害が多いところがあって、早急に工事を行わなければならないというような状況で、早急に行う必要があったためにですね、専決予算を行うという形でさせていただいております。

予算の金額につきましては、過去のですね、災害復旧工事の事例を基にですね、金額を概算で上げさせていただいておりますので、金額につきましては、これを専決予算として上げさせていただいたところであります。どうぞよろしくお願いします。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 同じページなんですが、11ページのですね、公立学校施設災害復旧を一つお尋ねいたします。甲佐中学校の屋外運動場の災害復旧工事ということでございますので、この具体的な復旧方法について説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それでは、甲佐中学校の屋外運動場災害復旧工事についてお答えいたします。

この間の大雨によりまして、裏山からの浸水が激しく、グラウンドの中に土砂がかなり堆積しております。面積としては、大体500平米ぐらい。それで、厚さが1センチから多いところで5センチ程度ということで、一応、今、国ほうに災害ほうの申請をしておりまして、そこでついて、方法としましては、今、グラウンドの土を全部入れ替えるというところで、土の中に今度、薬剤をまた混ぜ込みまして、今のグラウンドについて、全部土を入れ替えるというような工事を予定しております。

以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。

承認第9号、令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）でございますけれども、ただいま説明ありましたとおり、災害復旧事業を主なものとする予算の増額等でございますので、何ら異議なく賛成といたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、承認第9号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第9号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 報告第8号 専決処分の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第5、報告第8号「専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 報告第8号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分を事項として別紙のと

おり専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

令和7年10月21日提出。町長名です。

次のページお願いします。

専第13号、専決処分書です。地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分するものでございます。

令和7年9月22日提出。町長名です。

損害賠償について。

1、件名。駐車中の車両への接触による損害。

2、事故発生日時。令和7年7月24日木曜日、午後5時10分頃。

3、事故発生場所。甲佐町大字豊内719番地4、甲佐町役場駐車場内です。

4、事故発生状況。バックホウを積んだ3トンダンプを駐車しようとしたところ、駐車中の別の車両に接触し、バックドアとリアガラスを損傷させたものです。

5、損害賠償につきましては、今回事故を起こした車両がリース物件でありまして、リース会社が加入されている損害保険で賠償しております。その保険契約の免責金額、自己負担額になりますけども、こちらが10万円となっております。

なお、過失割合は、町100、相手方0となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番、森田です。事故発生状況ですけれども、バックホウを積んだ3トンダンプを駐車しようとしたところというところなんですが、バックホウは職員さんが使用されたのか、ダンプは普通3トンですので、普通免許ができると思うんですけども、バックホウになると免許が必要と思うんですが、そういう免許……。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時35分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番です。ただいまの3トンは普通免許ができるかもということを言いましたけれども、3トンダンプはできない、2トンまでということですが、両方とも職員さんが運転された状況ではあると思うんですが、バックをするときには、バックホウがあればなかなかその後方関係は見にくい部分があると思うので、安全確認までされてなかつたんでしょうか。その辺をお尋ねします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石亨君） お答えします。

まず、運転しておりましたのは会計年度職員さんの作業員さんであります、免許をお持ちなんですけども、駐車されるときにはですね、一人で駐車されて、後方確認を怠っていたというところでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 先ほど、担当課長の話では作業員さんということですけれども、作業員さんがそういうバックホウを持って行って、その現場を作業されて往復されたということですかね。

それは、町として、作業員さんにバックホウを、免許を持っていらっしゃるので使用させるというのは、誰の判断でしょうか。お尋ねします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 作業につきましては、道路の土砂の撤去、あるいは河川の土砂の除去とかを行ってもらうことがありますけども、その指示につきまして、私のほうで、作業員さん、免許をお持ちの方がいらっしゃいますので、安全管理を行いながらやっていただきたいということで指示をしております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番です。安全確認を行いながらということを指導しているということですけれども、前回も事故が、作業員さんにはありますよね。そのときも、多分、安全確認を強化するようには言われていると思うんですけども、それがやっぱりなされてないような状況で事故が発生したということでしょうかね。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） おっしゃったとおりですね、作業員さんに対しましては、年間ですね、3回ほど、今、研修を実施するようにしております、6月と10月にも、今回ですね、事故を受けたところで、10月にも研修を行っております。その中で、安全管理対策、それから、そういったところで指導しながら注意喚起を行っているところであります。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 一つだけ確認ですけれども、バックホウを運転されるということでございます。資格としてはどの資格を持っておられるのか、説明をお願いします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） お時間いただきまして、ありがとうございます。すいません。

まず、建設機械をお持ちかというご質問ですけども、お一人の方ですね、お持ちですので、この方がバックホウの免許として車両系建設機械運転技能を講習修了されております。

それと、ダンプでは中型免許をお持ちであるということで、資格はお持ちということございます。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。そういったことで、最近、こういった事故等が見受けられますけれども、今回に関してはですね、駐車場に停まってる車に、多分、後方バックしながら、機械がですね、私は現場というか、割れた後を見てますので、下がるときに当たったということで解釈しております。そういった部分で、一人の方で、そういうって、もう一人後方確認したりとか、そういった今後のですね、再発防止を特に考えられてされたらと思いますので、その点を申し上げておきます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） いろいろこう出ていますけど、非常に、この前も私、ちゃんと教育ちゅうか指導してくださいというような、指導ちゅうのもおかしいけど、注意をしてくださいということをしたんだけど、実際、どういう内容で指導されてるのか、いつ、何回ぐらいされてるのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 何回開催したかということですけれども、事故等がですね、頻繁しました今年からですね、研修会という形で年3回程度を予定して、今、実施しております、今のところ、1回目をですね、6月に実施しております。2回目を10月、今月に実施しております。

内容としましては、草刈り機を使うときの安全対策ですか、それから飛び石とかに対する対応策ですね、そういったものを、作業上での注意点とか、その辺を皆さんにご理解してもらって、作業に当たってもらうというやり方ですね。それと、今回ありました事故を踏まえてですね、作業機械の運転とかですね、もちろん車でも移動されますので、車の運転に際しての注意点とか、一応、公務員としてですね、きちっとした資格等、自覚してですね、やってもらうように注意喚起をしているところであります。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 分かりました。ただ、これまで物損ちゅうかな、そういう形できていますけど、やっぱりこう、人間の体に対するけがとか、そういう命に関わることもあるんですね、十分その辺も、注意してし過ぎることはないことなんですよ。だから、

その辺もですね、踏まえてですね、もう一度やり方を考えていただきたいと、十分、今後は注意してやっていただきたいと、そういうことを私からも付け加えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で、報告第8号「専決処分の報告について」を終わります。

日程第6 議案第53号 令和7年8月豪雨による災害被害者に対する甲佐町町民税等の減免の特例に関する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第6、議案第53号「令和7年8月豪雨による災害被害者に対する甲佐町町民税等の減免の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） それでは、令和7年8月豪雨による災害被害者に対する甲佐町町民税等の減免の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案第53号、令和7年8月豪雨による災害被害者に対する甲佐町町民税等の減免の特例に関する条例の制定について。令和7年8月豪雨による災害被害者に対する甲佐町町民税等の減免の特例に関する条例を次のように提出するものでございます。

令和7年10月21日提出。町長名でございます。

提案理由といたしましては、本条例を制定することにより、被災した納税義務者の生活再建を支援することを目的に、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。こちらが条例になります。

令和7年8月豪雨による災害被害者に対する甲佐町町民税等の減免の特例に関する条例。災害減免の特例。第1条、令和7年8月豪雨による災害被害者に対し、令和7年度に課する当該年度分の個人の住民税、固定資産税及び国民健康保険税（以下「町民税等」という）については、災害による被害者に対する町税の減免に関する条例及び災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の規定にかかわらず、この条例に定めるところによるとしております。

定義。第2条、この条例において全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊とは、被害認定調査、災害の被害認定基準について、令和3年6月24日付府政防第670号内閣府政策統括官、防災担当通知及び住家の被害認定基準運用指針に基づき、災害対策基本法に規定する罹災証明書で証明を受けた損害の程度をいうこととしております。

以下、第3条に町民税、第4条に固定資産税、第5条で国民健康保険税の減免について定めております。

減免の申請。第6条、この条例の規定によって町民税等の減免を受けようとする者は、

災害による被害者に対する町税の減免に関する条例及び災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例に定める様式により、該当する申請書を町長に提出しなければならない。

第2項、前項の規定にかかわらず、町長は第2条に基づく損害の程度及びこれに類する町所有の客観的資料により、町民税等を減免すべき事由があることが明らかであると認められるときは、前項の規定による申請を省略し、職権により減免することができるとしております。

特例の除外。第7条、次の各号に掲げる減免については、この条例の規定は適用せず、災害による被害者に対する町税の減免に関する条例又は災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の規定を適用する。第1号、家財の被害に関する減免、第2号、農作物の被害に関する減免。

減免の取消し。第8条、町長は、虚偽の申請その他不正の行為により町民税等の減免を受けた者があると認めたときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

第2項、町長は、減免を受けようとする者が令和6年分の所得について修正申告を行い、第3条及び第5条に定める区分に該当しなくなったときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

雑則。第9条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。この条例は、公布の日から施行し、令和7年8月10日から適用するとしております。

内容につきましては、別に添付しております説明資料で説明させていただいてよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○税務課長（松野洋幸君） ありがとうございます。それでは、説明資料により説明させていただきます。資料のほうをお願いいたします。

今回の震災に伴う被災の規模が大きく、被災者の手続の簡素化及び事務処理の迅速化を図るため、現行の災害減免条例、熊本地震時に制定した甲佐町「平成28年熊本地震」に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例を基に、熊本地震後に災害の被害認定基準の判定区分の改定等を反映した上で、新たに制定しております。

まず、令和7年8月10日以降に納期が到来するものに適用することとしております。これにつきましては、令和7年課税分が対象となります。

減免の申請の有無にかかわらず、被害認定調査により職権で減免を行うことができるとしております。

それでは、条例第3条の個人住民税の減免についてご説明申し上げます。

死亡等による人的被害に関する減免ですが、熊本地震の災害減免条例及び今回制定いたしております令和7年8月豪雨の災害減免条例、これにつきましては、免除率、軽減率は全く同一といたしております。

続きまして、住宅の被害による町民税の減免になります。現行の災害減免条例につきましては、所有に係る住宅ですが、今回の令和7年8月豪雨の災害減免条例といたしましては、熊本地震の災害減免条例と同様に、住居に係る住宅を対象としております。

損害の程度ですけれども、今回の条例といたしましては、熊本地震の災害減免と同様に、被害認定調査の判定結果といたしております。

熊本地震災害減免との違いといたしましては、令和2年に中規模半壊の区分が追加されたことに伴い中規模半壊を追加させていただき、半壊と中規模半壊、大規模半壊、全壊の3区分としております。

所得に応じての軽減の割合ですけれども、熊本地震の災害減免の条例の半壊、大規模半壊を半壊、中規模半壊に、また、新たに大規模半壊の区分を設け、大規模半壊の軽減率を500万円以下を4分の3、750万円以下を8分の3、750万超を16分の3としております。

なお、半壊、中規模半壊、全壊は熊本地震の災害減免条例と同一といたしております。

特例の除外といたしましては、家財の被害に関する減免、農作物の被害に関する減免につきましては、現行の災害減免条例の適用を行うこととしております。

個人住民税につきましては、複数の規定に該当する場合は、軽減及び免除の割合が多いほうを適用することとしております。

次の2ページをお願いいたします。

条例第4条、固定資産税の減免になります。

土地につきましては、熊本地震の災害減免条例、今回新たに設けました減免条例、損害の程度、軽減率等につきましては、全く同じとしております。

続きまして、家屋になります。家屋につきましては、熊本地震災害減免と同様に、被害認定調査の判定結果としております。

熊本地震災害減免の違いといたしましては、先ほど個人住民税で説明をいたしました中規模半壊を追記したことと、令和3年に新たに区分として追加された準半壊を減免対象とし、追記させていただき、全壊、大規模半壊、中規模半壊と半壊、準半壊の4区分としております。

軽減の割合ですが、熊本地震の災害減免条例の半壊を二つに分けて、中規模半壊と半壊を10分の4に、準半壊を10分の2としております。

続きまして、固定資産税の償却資産になります。

熊本地震災害減免条例、今回の令和7年8月豪雨に関する減免条例ともに損害の程度につきましては、固定資産の評価額としております。被害の程度、軽減の割合につきましては、熊本地震の減免条例と同一といたしております。

すいません、次の3ページをお願いいたします。

続きまして、国民健康保険税の減免といたしまして、5条になります。

死亡等による減免。人的被害による減免につきましては、熊本地震の災害減免条例及び今回制定いたしております令和7年8月豪雨の災害減免条例と免除率、軽減率は全く同一といたしております。

住宅の被害による国民健康保険税の減免ですけれども、先ほど説明させていただいた住民税とほぼ同一ですが、被害認定調査の判定結果の半壊、大規模半壊に中規模半壊を追記し、半壊、中規模半壊、大規模半壊としております。所得要件、軽減割合につきましては、熊本地震災害減免条例と同一といたしております。

以上で簡単ではございますが、減免条例について説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） この減免のですね、基準といいますか、これは県一律なのか、自治体によって違うのかというのをちょっと一つお伺いしたいのと、これは町関係ではないんですけども、県民税とかですね、所得税の関係は今後どうなるのかというのをちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） まず、基準についてですね、こちらにつきましては、国のほうから通達が出ておりまして、ある程度枠組みは決まっておりますけれども、今回の豪雨災害につきましては、11の市町が災害救助法の適用を受けておりますけれども、ある程度の基準は一緒なんですねけれども、細かいところでちょっと違いが出ています。

例えば甲佐町につきましては、固定資産税の家屋につきましては、準半壊まで減免対象としておりますけれども、隣の隣接する美里町さんにつきましてはですね、一応同じような形で、ある程度横並びというところで一応協議をしていましたところなんですねけど、やはり災害の規模とかですね、そのあれによって、準半壊まではちょっとしないというところで、半壊までしかしないというところで、11市町村いろいろ調べたんですが、やはり完全に一緒というところは、今回、ございませんでした。

やはり、それなりに、若干、所得要件が違ったりとか、半壊までだったりとか、そういう形で、ちょっと、そこはばらつきが今回はあってるような状態になっております。

あと、国県の税金についての減免についてということですけれども、まず、国でいうと所得税がまず出てくるかなと思いますけど、それについては、また、おそらく、減免というか雑損控除というところで控除ができる可能性はあるのかなと思っております。

県民税につきましてはですね、やはり車ですね、車の税金、環境性能割、種別割につきましては、これはもう大分前から県のほうも広報されてますけれども、減免だったり免除というような規定があるというところになっております。

以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。この申請の期限というのは、いつまでというのが決まっておりますでしょうかね。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） 申請の期限ということで、大体ですね、こちらとしては、1月末を申請期限にしようかなというところで考えておりますけれども、ちょっとその状況次第でですね、やはり申請がなかなか上がってこないということもあり得ますので、その辺はちょっとすいません、一応、1月末ということで考えていますけど、ちょっとその辺は状況に応じて、申請期限を延ばしたりということはしていきたいと考えているところです。

以上となります。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） これはですね、災害復旧にちょっと関連して質問したんですよ。

例えば、農地が今度の災害で土砂が入ってしもうて、もうちょっと使える状態では、今、ないという方たちもおられます。そういう方たちが、災害に係るのか、それとも、土砂除去だけで、また農地として営農が再開されるのか、そこがちょっと今、まだまだ微妙なところなんで、そのタイムリミットがある程度分かっとかんと、その後に申請しても駄目だったですよって言われてはいかんもんだけんですね。

一応、1月末が今のところはめどということですね。分かりました。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番、佐野です。減免になる対象というのは、今、ご説明がありましたように、町民税の減免、固定資産税の減免、それと、国保税の減免ということで、これは、国の基準みたいのがあるんですかね、こういうところを減免すると。

例えば、今回の豪雨災害の被害というのは、一つ特徴的なのが、甲佐町の場合がどれだけあったかということは分かりませんけど、自動車の被害がですね、物すごく多かったと思うんですよね。

そういうところで、軽自動車税というのは町がですね、されるものですが、そういったところで支援はないのか、その状況の把握はどうされているのかということでお尋ねします。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） 甲佐町において、やはり、甲佐町が浸水による被害のほうがかなり多く、土砂による被害もあったんですけども、浸水による被害というのが大きかったというのはですね、こちらも認識しております、軽自動車につきましてもですね、当初、減免するかしないかというのをですね、議題というか、どうするかというのは一応、あれしたとこだったんですけども、軽自動車につきましては、4月1日時点の所有者に対して税金を課税するというようなことになっております。

納期限も5月末ということで、もう過ぎておりますので、納期限を過ぎた税についてそれを減免するというのは、やはり制度上ちょっとおかしな話になるということで、これにつきましては、今回、災害救助法を適用受けた11市町村全て、軽自動車については減免はしないというところで、なっているという状況になります。

以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。議案第53号、令和7年8月豪雨による災害被害者に対する甲佐町町民税等の減免の特例に関する条例の制定についてでございますが、ただいま担当課長のほうがご説明ありましたが、被災した納税義務者の生活再建を支援することを目的に本条例が制定されたということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第53号「令和7年8月豪雨による災害被害者に対する甲佐町町民税等の減免の特例に関する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号「令和7年8月豪雨による災害被害者に対する甲佐町町民税等の減免の特例に関する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第54号 令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）

○議長（宮本修治君） 日程第7、議案第54号「令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、議案第54号についてご説明申し上げます。

議案第54号、令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）です。

次のページをお願いいたします。

令和7年度甲佐町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,358万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億981万8,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和7年10月21日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。款15国庫支出金に100万円を追加し、26億8,679万2,000円としております。2の国庫補助金です。

款16県支出金に2,878万8,000円を追加し、14億2,870万9,000円としております。2の県補助金です。

款19繰入金に4,379万6,000円を追加し、15億3,718万1,000円としております。1の基金繰入金です。

歳入合計、補正前の額166億3,623万4,000円に7,358万4,000円を追加し、167億981万8,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款2総務費に5万6,000円を追加し、40億5,555万5,000円としております。1の総務管理費です。

款3民生費に1,033万円を追加し、24億9万4,000円としております。3の災害救助費です。

款5農林水産業費に5,171万1,000円を追加し、10億1,913万1,000円としております。1の農業費です。

款6商工費に300万円を追加し、29億4,553万9,000円としております。1の商工費です。

款10災害復旧費に848万7,000円を追加し、12億9,955万8,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費です。

歳出合計、補正前の額166億3,623万4,000円に7,358万4,000円を追加し、167億981万8,000円としております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。何か質疑ありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番です。8ページの歳出の款3災害救助費の節19の扶助費の825万円、災害見舞金についての内訳についてお尋ねをしたいのと、これが、町長が日頃より町民に寄り添った対応という信念の下に、支援策として、いつ頃、災害見舞金の必要性と被害者に対する思いについてのお考えがあったのか、これを基にお尋ねをしたいと思います。お願いします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 災害見舞金についてお答えします。

まず、こちらのほうにつきましては、今回のですね、甲佐町の被害につきまして、令和7年8月災害豪雨により住家に被害を受けた方に対しまして、町独自で災害見舞金を支給するものとなります。

支給対象者としましては、被害認定調査において住家が準半壊以上、または床上浸水の被害を受けた方となります。

災害見舞金の支給額につきましては、居住する住家が全壊の場合が20万円、大規模半壊の場合が15万円、中規模半壊、または半壊の場合が10万円、準半壊の場合が5万円、床上浸水の場合が10万円と設定しております。

また、借家の場合につきましては、今申した金額の半額としております。

また、準半壊で床上浸水の場合につきましては、準半壊の5万円というわけではなく、床上浸水の10万円を支給することとしております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、災害見舞金の今回の制度構築について、私が被災者に寄り添った対応ということで、いつ頃そういう制度構築、考えていたのかということをございますけど、一応、時系列ですね、分かりやすくご説明させていただきますと、まずは今回の災害につきましては、8月10日から11日にかけての集中豪雨によりまして、本町は甚大な被害を受けたと、まず、いうことでござります。

その日、被災を受けて8月14日の日に、災害救助法の適用になった旨の連絡を県のほうから受けたところでございます。その連絡を受けてですね、早速、担当課、福祉課になりますけど、福祉課のほうでは課長を中心に、今後、被災者生活再建支援法の適用になる可能性もあるということで、そこを視野に入れてですね、もしその適用になった場合にどのような支援が受けられるのか、被災者の方が、ということで、早速課長のほうで調べていただきました。

私のほうに回答が来ましたのが、今回の被災者生活再建支援法の適用になった場合は、全壊家屋、または大規模半壊の家屋、または半壊で家を解体された家屋についてが被災者再建支援法の適用による支援を受けられるというような回答を、福祉課長のほうから私のほうが受けたところでございます。

今回がですね、熊本地震と違いまして水害による被害ということで、おそらく、全壊、大規模半壊、半壊による家屋解体についてはそこまでは出てこないだろうということで、それについて8月14日が災害救助法の適用になりますと、被災家屋の調査あたりは、その後入っていくんですけど、おそらくそこまで、この被災者生活再建支援法の適用になる住宅家屋被害は少ないだろうということで、ただ、今回の災害につきましては、町内で広くですね、地域住民の方々が被災されているということで、そういった方々を、例えば救うためにどのような制度があるのかということで福祉課のほうに問い合わせましたところ、今のところ、甲佐町ではそういう支援制度がないということでしたので、今回の災害見舞金ですね、その制度の構築について是非進めましょうということで、これは時系列で申しますと、その後ですので、おそらく8月中旬から下旬だったと思いますけど、その旨を私のほうから福祉課長のほうに指示をして、今回、事業構築をできて議会にお示ししているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 同じく8ページの一番下のところに、農業振興費に営農再開支援事業補助金ということで5,100万の予算が計上されております。

これについて質問したいと思いますが、まずは、どういった事業の補助対象とか、そういった事業の内容について教えていただきたいのがまず、1点。

2点目に、今回のこの支援は、先ほどからなっておりますように、10年前に起こった熊本地震のときの支援との違い、比較してどうなのかということで、その内容についての違い、要綱の違いについてお聞かせ願いたいということ。

そして3点目。ここに一般財源として2,200万が計上されています。ちょっと大きい金額でありますので、町独自で何か、町単事業としてされるということがあってはいるのあれば、それについて内容をお聞かせ願いたいと思います。お願ひいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

大雨営農再開支援事業につきましては、まず、早期営農再開支援ということで、ソフト事業になりますが、早期営農再開に必要な生産資材、種子や苗等の調達の支援、それと、追加的な施肥や防除、消毒等の支援ということで、県のほうが2分の1の補助があります。

それと、国の事業名としましては、農地利用効率化等支援交付金ということで、被災した施設や農業機械の修繕とか再取得を支援するものとなっております。これは、国が10分の3、県が10分の2ということで、半分補助があります。

町としまして、これに上乗せということで、10分の4をですね、上程させてもらっております。

ただし、この機械とか施設に関しましては、昨年作成しました地域計画の目標地図に位置づけられたものというふうになっております。

それと、10年前の熊本地震と違うところということでございますが、今のところですね、今回が水害ということで地震ではありませんので、農地の自力復旧等がですね、今のところ、国等からは示されてないというふうになっております。

それと財源のほうですが、7ページのほうですね、歳入のほうになりますが、ふるさと応援基金のほうをですね、充てさせてもらっているところになります。

以上になります。

すいません、今のは失礼しました。これはオペレーターのほうだったけんが、すいません。

これはですね、町独自で考えておりまして、本来であれば市町村の場合が10分の2の補助ですが、町独自に2割上乗せしまして、10分の4というところで上程させてもらっているところになります。

一応、単費というところで、すいません、計上させてもらっている状況になります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 今、聞いておりますと、熊本地震のときのほうのに合わせるような形でですね、町のほうでも独自に支援をされているというふうに聞こえきました。大いに結構なことだと思います。

そこで町長に質問したいと思うんですけども、先ほどからあっておりますように、被災者に寄り添うという基本姿勢を町長持っておられる。その上で、10年前と比べてみると、我が町の財政は、ところが厳しくない。豊かという言葉はちょっと失礼ながら使わせずにではないけども、厳しくはないという状況である。

それと、さらに、私が思うには、町長は当時、係長として10年前の地震に寄り添われた。係長として寄り添うことと、また、そのときの思い、やりたいことがあったかもしれないだろうし、あつたけども、町の考え方とか、町の町長の考え方、財政の問題、いろいろあつただろうと思うけども、今は、あなたは町長として言う立場で、こういう、そのときのこの違いについてですね、今後とも農業にどのような思いで接していかれるのかということをお聞きしたいと思いますし、さらにいうならば、10年前と今とでは農業環境が全然、非常にこう、変わってきてている、厳しくなってきてている。

高齢化も進んでおります。いろんな面で、10年前と農業の環境については変わってきていると思いますので、今後、農政に対する町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 私の被災者に寄り添った、まずは対応ということでございますけれども、議員おっしゃられますとおり、熊本地震のときはですね、私も町の職員として、熊本地震の対応に携わったところでございます。

その当時の町の財政状況と、今回、豪雨水害によってですね、被災を受けまして、その対応についての現在の財政状況というのは、議員もおっしゃられるとおり、現在のほうがふるさと納税等によりまして、財政に余裕はあるということでございます。

そういう中で、私も災害対策本部会議を庁内で開催しますし、また、災害対策本部会議以外の課長会議等でも、私も常日頃申しておりますけれども、いろいろですね、地域住民の方々からいろんなご相談を受けて、町職員が、財政が厳しいからちょっと無理ですか、そういったのは、もう、今後は言い訳にしかならないということで、私は強く職員にも発信しております。

今は財政に余裕があるから地域住民に寄り添って、災害時は被災者に寄り添う、通常時は自分のところの顧客、農政であれば農家の方々、そういった方々、福祉課であればそういった高齢者、若者、そういった方々に寄り添って、何が今必要なのかというのをしっかりと担当課で把握して、それで必要な事業については、国県の補助がなければ町単でもやっていける、それぐらいの、今、財政の力はあると思いますので、そういったのを常日頃から発信しているところでございます。

そういう中で、先ほど本田議員のほうからも、農業のビジョンということでございましたけど、実は先日、おとといぐらいですね、また庁舎内で課長会議をしまして、そのときに私も申しましたけれども、やはり今、本田議員が言われますように、今、ちょうど農業

は転換期が来ているというふうに私も感じております。

その際の会議のときの内容が、法人化等についての会議をちょっとしたんですけど、10年前まではですね、甲佐町の農業は法人化によって今後の甲佐町の農業を推進していくというような方向性でございました。法人化に対する、法人に対する各種支援制度を設けていったというふうに思っております。

ただ、今後は、ちょうどそれから10年たって、今が農業の転換期ということで、今後法人化を推進していくのか、または個人農業を支援していくのか、そこについてはしっかりとですね、研究して、町として農業ビジョンというもの的方向性を示していく必要があるというふうに考えております。

そういうことで、現段階ですね、甲佐町、農業、今後この方向で行きますっていうのは、今、現段階では、調査、研究段階でございますけれども、早い段階ですね、町のほうでも、いろいろその考え方を示して、今後10年間、農業は法人化を推進していくのか、個人農業を推進していくのか、認定農業者等のそういう形で推進していくのか、または、農業については大きな目的として、将来にわたって優良農地を確保していくというような、そういう大きなビジョンに基づいていくのか、それとも、産業としての農業を推進していくのかとか、いろんな、今後、転換期と思いますので、そこはじっくりと私のほうでも考えさせていただいて、方向性を今後、示していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 私が予想した以上のご答弁をいただきました。

今後の農業ビジョンについてまで言及されておりますので、是非ともですね、国のほうが大分、変えるような言葉をちょっと新聞紙上とかテレビあたりでも見聞きしておりますので、そういう方向性をしながらですね、我が町をやっていかなければと思いますし、我々、この議会の場でもですね、おおいにその点について議論させていただきたいと思いますので、どうぞ、その点については今後とも期待をしております。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 災害義援金配分委員会委員ということで、この義援金の状況についてですね、ちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

そしてまた、先ほど、災害見舞金についてですけれども、これは前回、9月議会で私、質問をさせていただきましたけれども、それについてはですね、担当課も規定がないということでしたけれども、一般質問の当日は、町長はやっぱり、被災者に寄り添うという気持ちを十分、そういう気持ちは出されて、町長の決断によってですね、この災害見舞金が支給されるということになったことについてはですね、非常に評価させていただきたいというふうに思います。

この災害見舞金がですね、ほかの自治体ではですね、どうなっているのか、各市段階ではですね、この災害見舞金はあるとは思うんですけども、町村段階ですね、そういう

たのがですね、どこまでちょっと調査されているのか分かりませんけど、近隣の状況についてですね、ちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） 義援金についての状況に関するご質問ということでございまして、町のほうで、今、義援金ですけれども、これは8月の20日からホームページで公開しましてですね、義援金を募るようなことで。県のほうでもですね、義援金の受付がなされております。

10月の先週の段階で、県のほうでは、もう全体で義援金1億5,000万円ほど集まっているというようなことでございました。

町のほうではですね、先週段階で現在のところ、256万円ほど義援金が来ているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは、他自治体のですね、災害見舞金につきまして、調べている分について、ちょっとお答えしたいと思います。

熊本市のほうにつきましては、ホームページのほうで出ておりまして、全壊で5万円、大規模から準半壊までが3万円、床上のが1万円というふうに出ております。

また、八代市のほうにつきましては、全壊で10万円、準半壊以上ですね、と床上が3万円。

天草市のほうが、全壊が10万円、半壊が5万円、準半壊が1万円、床上が5万円とですね、各災害見舞金につきましては、町それぞれ、市・町のですね、独自のほうでされておりますので、規定があるところはですね、規定に沿ってそのまま実施をされているような状況だと思います。

終わります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページの9ページなんですかとも、災害復旧費の中の農業用施設災害復旧の中で、重機借り上げのオペレーターの補助金ということで増額になっております。

質問の趣旨はですね、先ほど、建設課長のほうも説明をいただきましたけれども、公共土木災害のほうの河川の災害について、18路線が今度対象になって災害復旧をされるという説明がありました。聞きたいのはですね、町村河川を例えれば原因として、その氾濫によって土砂が農地の中に堆積したと。それで、先ほど、税務課の固定資産税も関連して聞きましたけど、この除去をしないと営農の再開はできないということでございます。

ただし、災害については、金額要件もあるということも伺っております。それに該当しなければ、そのまま砂利をほっぽつとくと、先ほどの1月末の固定資産税の減免申請をしなければならないのか。そうなると、もう農振農用地に入っているような農地であっても、

営農再開はもう無理になってしまうということがありますので、この重機借り上げの中に、その農地に入った土砂の除去についても対応できる予算なのか、その件についてお尋ねをします。

もし、それができるかできないか、できない、ともなったときは、町長は今までずっと町民に寄り添って被災者に寄り添うと言ってこられましたので、そういう状況を目の当たりにしたときに、その農地に入っている土砂の除去について、住民の方に全てお任せするのか、それとも町として、何か町長は思いを持っておられるのか、そこだけお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。先ほどですね、申しましたとおり、28年の地震のときはですね、農地の自力復旧という事業がございました。

現在、まだ示されていない状況になります。

今、それは待っている状況ではありますが、それが示されない場合は、町独自でですね、そういう補助事業のほうをですね、創設していきたいというふうには、農政課のほうでは考えておる状況になります。

このオペレーターの中にはですね、その分はちょっと含んでおりません。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 今、農政課長が答弁しましたとおりで、私のほうもしっかりと、被災された農家の方々に寄り添って、国、県、そういう補助、支援等がない場合は、町独自で町単事業創設してでも、農家の方々には寄り添った支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 担当課長、町長の答弁もありがとうございました。いただきました。

そういうのを踏まえてですね、税務課長さんなんんですけど、先ほどの1月の末というタイムリミットもあるようなお話をいただきました。

そこについては、一応、町民の方たちには、そういう町の意向も、考え方も持つておられますよって、農政課、町長だったり、も踏まえたところでですね、ご相談を私も受けたときがありますので、そういう固定資産の減免という制度もあるけど、できれば、営農が再開できるような形で続けていかれませんかというようなお話を勧めていきたいと思っておりますので、その辺はよろしくお願ひいたしたいと思います。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） 6番です。9ページの商工業振興費ということで、緊急支援資金利子補給ということで、利子に対して資金を多分、申請されたその利子に対して町として

補助しますよということだろうとは思ってはいますが、9月のほうでもご質問しましたけど、農地や農業関係に関しては補助金があるけども、商工関係としては何かないのかという部分での創設ではないかと思います。

そういうことで、この経緯について説明いただきたいのと、また、その下にオペレーター代ということで、建設関係と農地関係ではちょっと仕様が違うので、その辺りを考えてほしいということの中から、一緒にオペレーター代をつけられたと思っております。

そういう部分で、今回だけっていう部分であるのか、そういう要綱のですね、見直し等が変更されているんであれば、その点の説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） まず、緊急支援資金利子補給金の経緯についてご説明いたします。

県におきまして、まず、8月10日からの大雨の影響を受けました中小企業者等に対しまして、まず、県独自において融資制度といたしまして、金融円滑化特別資金というものが創設されております。

これが資金繰り支援というところでございますけれども、それに対しましては、やはり利子が発生いたしますので、その利子につきまして町独自で支援をするというところで、新たな制度として創設をしたところでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 災害時重機借上オペレーター補助金についてお答えします。

今回ですね、新たに交付要綱を制定させていただきまして、町が災害救助法の適用を受ける場合というところでですね、設定させてもらっております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 私も、今の荒田議員の利子補給について、この対象となる範囲ですかね、そこはどこら辺までが対象となるのかをお尋ねいたします。

私も地元商店街で商売をやっておりまして、大井手川の氾濫で作業場のですね、機械が水没いたしました。商店街はもちろんんですけど、町内でそういった水没に遭われた備品とか機械、車も水没された方もいらっしゃいます。

どこら辺まで、この融資を受ける際、この適用になるのかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） お答えいたします。

こちらにつきましては、県の独自の制度といたしまして二つ種類がございまして、一つ目が、令和7年8月大雨枠といたしまして、中小企業につきましては中小企業信用保険法の対象となる企業というところになりますので、商店街等の方につきましても対象になるところが多いというところで存じております。

こちらのまづ、令和7年8月豪雨枠につきましては、まず、売上額等の減少があつていいというところが対象になるものと、また、もう一つの制度につきましては、セーフティネット保証対応枠というのがございまして、こちらにつきましては、被災されたというところで出していただくと、その分での対象というところが、この二つの制度がございますので、できるだけ、おそらく県といたしましても、対象を広くとられた上で制度を創設されたというところで考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第54号、令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）でございますけれども、8月の豪雨災害に関連する民生費や農林水産業費等の増額補正であり、速やかな復旧を促すための補正でありますので、何ら異議なく賛成いたしました。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第54号「令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号「令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）」は原案のとおり可決されました。

しばらくちょっと休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上をもって、本臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 令和7年第2回臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げま

す。

本日は、ご提案いたしました案件につきまして、慎重審議の上、原案どおりご議決をいただき、誠にありがとうございました。

今回ご議決いただきました補正予算につきましては、被災者に寄り添った支援ができまことに感謝いたしますとともに、災害からの早期の復旧・復興を目指して、職員と一丸となって尽力していきますことを約束し、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） 本臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、可決されました案件につきましては、適正な事務処理を行っていただきますよう切に希望し、これをもって令和7年第2回甲佐町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時47分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会会議録
令和7年第2回臨時会

令和7年10月発行

発行人 甲佐町議会議長 宮本修治
編集人 甲佐町議会事務局長 北野太
作成 大和速記情報センター Tel (092) 475-1361

甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198